



# うえの事務所通信

こんにちは。今年は新型コロナウイルスの問題で大変な一年でした。コロナウイルスに罹患された方にはお見舞い申し上げます。来年にはワクチンや治療薬により事態が収束するよう願っています。

今年の10月13日と15日に同一労働同一賃金の裁判例が出されました。詳細な説明は避けませんが、概括について申しますと、契約社員やフルタイムなどの非正規社員の方に手当を支払っていない場合、会社が訴訟などを起こされてしまったら、3年分の手当を支払うことになる可能性が高いです。毎月3万円の手当の格差があったら、1年で36万円、3年で108万円となり、例えば社員3人が手当の支払いを求めてきたら324万円の請求となりますので、手当の格差を放置することは大きなリスクと言えます。

他方で、賞与と退職金についての格差は違法でないという判決でした。もっとも、判例の分析では賞与を非正規社員に支払わなくてよいという結論を一般化することはできないとされています。

同一労働同一賃金の問題は、中小企業からするとコスト増となり、頭の痛い問題かもしれません。ただ、現状人手不足は若干落ち着いていますが、人口減の社会情勢では、今後人手不足の問題が再燃することは間違いありません。非正規社員の待遇を改善しなければ、求人を出しても応募してもらえない、入社してもらっても定着してもらえないなどの問題が生じますので、優秀な非正規社員を確保するという積極面に意義を見出し、当事務所もお手伝いさせていただきますので、是非格差の是正に取り組んでいただければと存じます。



先月撮影した大洗海岸の朝日

先月25日に群馬テレビのnews eye8内の「Answer's eye」に出演してきました。

番組では生放送で同一労働同一賃金について解説しました。TV局のスタジオに行くのは初めての経験です。

アナウンサーが男女1名ずつと私という番組構成でした。台本は私が作成しました。アナウンサーの方、台本は初見のはずですが、リハーサルの時点で活舌良く原稿を読んでいて、さすがプロだなと思いました。アナウンサーは本番でも原稿を見ながら話します。通常、原稿を見ながら話すと棒読みとなり聞いていて面白みがないのですが、アナウンサーは台本を読みながら話しても、話し方に抑揚があるからなのか全く違和感がなく、この点でも訓練されていてすごいと感じました。

私かというと、呼吸を整え全集中で臨みましたが、噛み噛みになってしまったり、判例の事件名を間違えたりしてしまいました。ですが、たまたま番組を見てくださった顧問先の社員様からは、「分かり易かったよ。」等温かいお言葉を頂けました。